

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月三十一日

広島県人事委員会

委員長 舩 木 孝 和

広島県人事委員会規則第十四号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（動物愛護センター勤務職員の特殊勤務手当） 第二十三条の十四の三十一 特殊勤務手当条 例第四十九条第一項に規定する人事委員会 規則で定める職員は、所長たる職員及び総 務課又は愛護管理課に勤務する職員とする。 2―4（略）</p> <p>別表第九の五（第二十三条の十四の三十一関係 職員（略） 愛護管理課に勤務する職員（略）</p>	<p>（動物愛護センター勤務職員の特殊勤務手当） 第二十三条の十四の三十一 特殊勤務手当条 例第四十九条第一項に規定する人事委員会 規則で定める職員は、所長たる職員及び総 務課又は指導課に勤務する職員とする。 2―4（略）</p> <p>別表第九の五（第二十三条の十四の三十一関係 職員（略） 指導課に勤務する職員（略）</p>

附 則

この人事委員会規則は、令和五年八月一日から施行する。